

環境経済常任委員会記録

令和2年 第2回定例会		
1 日	時	令和2年3月11日(水) 午前10時00分 開会 午前11時45分 閉会
2 場	所	特別会議室
3 出席委員		加藤 美智子 委員長 市田 登 副委員長 鈴木 紹平 委員 佐々木 里加 委員 鈴木 敏雄 委員 津久井 健吉 委員
4 欠席委員		なし
5 委員外出席者		なし
6 説明員		別紙のとおり
7 事務局職員		石塚 局長 篠原 書記
8 会議の概要		別紙のとおり

環境経済常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
副市長		福 田 義 一	1名
経済部	経済部長	杉 江 一 彦	14名
	産業振興課長	福 田 浩 士	
	産業誘致推進室長	鈴 木 淑 弘	
	観光交流課長	竹 澤 英 明	
	農政課長	橋 本 寿 夫	
	林政課長	岸 野 孝 行	
	観光交流課長補佐	神 山 悦 雄	
	林政課長補佐	平 井 光 広	
	堆肥化センター所長	渡 辺 稔 近	
	産業振興課産業振興係長	飯 塚 利 幸	
	産業振興課商工振興係長	篠 崎 智 子	
	観光交流課観光PR係長	津 吹 真 章	
	農政課農政係長	徳 原 雅 代	
	農政課農村整備係長	小 林 寿 伸	
農業委員会事務局	局長	駒 場 久 和	1名
環境部	環境部長	金 子 信 之	13名
	環境課長	高 村 秀 樹	
	廃棄物対策課長	麦 倉 久 典	
	下水道課長	奈 良 勉	
	下水道施設課長	藤 田 敏 明	
	環境課長補佐	松 本 護	
	下水道施設課長補佐	湯 沢 浩	
	環境課環境保全係長	大 貫 広 道	
	廃棄物対策課廃棄物対策係長	柿 沼 玲 司	
	廃棄物対策課施設係長	渡 邊 教 生	
	下水道課管理係長	是 元 和 博	
	下水道課料金係長	早 川 理 恵	
	下水道施設課整備係長	橋 本 浩 一	
こども未来部	子育て支援課長	大 谷 薫	2名
	子育て支援課こども支援係長	半 田 和 之	
合 計			31名

環境経済常任委員会 審査事項

- 1 議案第 4 号 令和2年度鹿沼市一般会計予算について
- 2 議案第 6 号 令和2年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算について
- 3 議案第12号 令和2年度鹿沼市下水道事業会計予算について
- 4 議案第13号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）について
- 5 議案第15号 令和元年度鹿沼市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）について
- 6 議案第32号 鹿沼市花木センター条例の一部改正について
- 7 議案第33号 鹿沼市公設地方卸売市場条例の一部改正について
- 8 議案第37号 財産の取得について

令和2年第2回定例会 環境経済常任委員会概要

○加藤委員長 それでは、ただいまより環境経済常任委員会を開催をいたします。

今会議におきまして、本委員会に付託された案件は議案8件でございます。

それでは早速審査を行います。

はじめに、議案第4号 令和2年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 おはようございます。産業振興課長の福田です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速、議案第4号 「令和2年度鹿沼市一般会計予算」のうち、経済部所管の主なものについてご説明をいたします。

なお、議員全員協議会でご説明いたしました内容と重複する部分もありますので、ご了承お願いいたします。

まず、歳入についてご説明をいたします。

予算に関する説明書になります。そちらの5ページをお開きください。

よろしいでしょうか。

中段になります、2款 地方譲与税 3項1目 森林環境譲与税 3,511万2,000円につきましては、森林整備や担い手の確保、木材の利用促進などを目的に、国が配分する譲与税であります。

続きまして、11ページをお開きください。

13款 使用料及び手数料 1項5目 農林水産業使用料、これは上から2段目になりますけれども、そちらの右側の説明欄になります、農業振興使用料のうち、農業近代化施設使用料 3,572万1,000円につきましては、鹿沼市農業公社敷地に設置されております、大規模乾燥貯蔵施設等の農業近代化施設の使用料であります。

次の段、6目商工使用料の説明欄、観光使用料のうち、前日光つつじの湯交流館使用料 3,852万9,000円につきましては、温泉入浴料などであります。

続いて、21ページをお開きください。

21ページ、中段になります、15款 県支出金 2項4目 農林水産業費県補助金の説明欄、こちら右側になりますけれども、そちらをご覧ください。

農業振興費県補助金のうち、新規就農促進総合支援事業費県補助金 1,889万2,000円につきましては、新規就農者に対する支援といたしまして、農業次世代人材投資事業に対する県補助金であります。

次に、6行下になります、同じく農地費県補助金のうち、農地関係振興事業費県補助金 5,185万5,000円につきましては、市内28組織で実施いたします多面的機能支払交付金事業に対する

県補助金であります。

さらにその下の段になりますけれども、農業農村整備事業費県補助金 1,167 万 6,000 円につきましては、上奈良部地区の農道整備工事の県補助金で、さらに次の段になります、今度は、林業振興費県補助金になります。林業振興費県補助金のうち、地域林業推進対策費県補助金 1,149 万 3,000 円につきましては、元気な森づくり県民税による里山林整備事業への交付金であります。

また、野生鳥獣対策事業費県補助金 3,253 万 5,000 円につきましては、有害鳥獣捕獲に対する報償金であります。

次に、25 ページをお開きください。

16 款 財産収入 2 項 2 目 生産物売払収入の説明欄、農業振興費生産物売払収入 1,316 万 9,000 円につきましては、堆肥化センターで製造される堆肥の売払い収入であります。

次に、29 ページをお開きください。

中段になります、20 款 諸収入 3 項 4 目 商工費貸付金元利収入 16 億 6,000 万円につきましては、中小企業の運転資金や設備資金を融資し、経営安定や体質強化を図るための制度融資預託金の元利収入であります。

歳入は以上となります。

次に、歳出についてご説明をいたします。

少しページが飛びます、137 ページをお開きください。

137 ページ、一番上になります、5 款 労働費 1 項 2 目 労働力確保対策費のうち、右側説明欄になりますけれども、雇用対策費 405 万 8,000 円につきましては、雇用確保や人手不足解消に向け、新規就労支援でありますとか、中小企業における従業員の福祉の増進及び雇用の安定を図るための補助など、雇用対策などが主なものであります。

続きまして、139 ページをお開きください。

一番下の段になります、6 款 農林水産業費 1 項 3 目 農業振興費の説明欄になります。これが 142 ページにわたるのですけれども、142 ページをお開きください。

142 ページの中下段になります、新規就農促進総合支援事業費 2,796 万 2,000 円につきましては、新規就農者に対する、農業次世代人材投資事業の交付金が主なものであります。

続いて、144 ページをお開きください。

144 ページ、下から 2 段目になります、花木センター管理運営費 8,407 万 3,000 円につきましては、鹿沼市花木センター公社への指定管理委託料が主なものであります。

さらに次のページ、146 ページをお開きください。

説明欄中段になります、農作物活性化推進事業費 1,262 万 1,000 円につきましては、営農集団等の機械導入に対する補助金が主なものでありまして、市単独補助制度を拡充し、増額して計上をいたしたところであります。

さらに次のページ、147 ページをお開きください。

同じく 6 款農林水産業費 1 項 6 目 農地費の説明欄、農地関係振興事業費 7,293 万 2,000 円のうち、18 節、中段になります、18 節の負担金、補助及び交付金 7,017 万 8,000 円につきましては、市内 28 組織が、地域内の農地や畦畔、土地改良施設などの共同維持管理を行う、多面的機能支払交付金事業に対する交付金が主なものであります。

説明欄、次の段になりますけれども、県営土地改良事業費 4,641 万 5,000 円につきましては、笹原田地区及び引田地区における、県営圃場整備事業にかかる負担金が主なものであります。さらに次の団体営土地改良事業費 1,705 万 7,000 円につきましては、圃場整備事業を計画している玉田地区及び西茂呂地区における地形図作成及び千渡地区の計画書作成、その委託料が主なものであります。

さらに一番下になりますけれども、農業農村整備事業費 3,770 万 5,000 円につきましては、上奈良部地区農道整備の工事請負費が主なものであります。

次のページ、149 ページをお開きください。

6 款農林水産業費 2 項 1 目林業振興費になります。説明欄の下のほうになります、丸印 5 つ目になるかと思えますけれども、地場産材需要拡大推進事業費 756 万 3,000 円につきましては、住宅の建設やリフォームに鹿沼産材を使用した方への報償でありますとか、森林認証の取得に対する補助が主なものであります。

次に、152 ページをお開きください。

説明欄の上段になります、地域林業推進対策事業費 1,233 万 2,000 円につきましては、森林経営計画の策定や、里山林整備のための交付金が主なものであります。

次の野生鳥獣対策事業費 3,981 万 8,000 円につきましては、有害鳥獣捕獲報償金や農地への柵の設置補助が主なものであります。

さらに次、森林経営管理事業費 3,089 万 5,000 円につきましては、森林経営管理制度に基づく経営意向調査、測量及び施業の委託や、林業担い手育成のための補助が主なものであります。

さらに次のページ、153 ページをお開きください。

2 目林道事業費の説明欄、2 番目になります、林道施設整備事業費 4,423 万 6,000 円につきましては、林道の改良及び復旧工事、県の林道改良工事に対する市の負担金が主なものであります。

次に、一番下の段になります、7 款商工費に入ります。1 項 1 目 産業振興費の説明欄 2 番目の産業振興アピール事業費 597 万 2,000 円につきましては、次の 156 ページにかけて説明をしておりますけれども、新商品開発などに対する鹿沼農林商工連携・6 次産業化推進協議会への委託料、また、鹿沼そば認証店への購入安定化の「鹿沼そば流通振興補助金」、また、「鹿沼そば振興会」への運営補助金が主なものであります。

その中段になります。同じく 7 款商工費 1 項 2 目 商工業振興費、説明欄 2 番目になりますけれども、企業誘致推進費 1 億 1,227 万 1,000 円につきましては、市内工場適地への企業誘致活動や、工業団地等に立地した企業への補助金が主なものであります。

次のページ、157 から 158 ページをご覧ください。

説明欄一番上になります、商業振興推進事業費 2,151 万 6,000 円につきましては、商店会などの活性化イベント、また、販売促進のための共同事業、空き店舗活用新規出店支援、個店整備事業等への補助金が主なものであります。

説明欄、次の段になりますけれども、工業振興推進事業費 3,508 万 1,000 円につきましては、木材・木工品の海外展開事業や展示会共同出展個別マッチング事業、また、ビジネスマッチ鹿沼に関する経費のほか、中小企業の販路拡張や特許等出願などに対する補助、展示会への出展補助、地場産業トータルサポート事業補助などが主なものであります。

次に、同じページですけれども、一番下の段から次の 160 ページにわたって記載をしております、新産業団地整備事業費 860 万 8,000 円につきましては、事業実施地区の地区界、地区の境ですね、これを明らかにするために行う測量業務に係る経費等であります。

同じく 160 ページ、その下の段となりますけれども、7 款商工費 1 項 3 目 金融対策費の説明欄、中小企業経営対策事業費 17 億 4,180 万 4,000 円につきましては、中小企業の安定化や体質強化を図るための制度融資の預託金及び保証料補助などでありまして、前年度と比較し、1 億 1,299 万 1,000 円の減を計上しております。

その理由といたしましては、令和元年度までの貸付に対する残債分、それが減少しているということが主な要因であります。

さらにその下の段、中段になります、4 目 観光宣伝費の説明欄、一番上になりますけれども、観光物産ピーアール事業費 3,208 万 8,000 円につきましては、首都圏等への観光アピールに要する費用と、鹿沼市観光協会への補助金が主なものであります。

説明欄一番下の段になります、観光イベント事業費 4,667 万円につきましては、「鹿沼秋まつり」や「さつき祭り」、「ふる里あわの秋まつり」など開催支援補助金が主なものであります。

続いて、161 ページ、次のページをご覧ください。

同じく、7 款 1 項 5 目 観光開発費の説明欄、これ中段になりますけれども、観光施設管理費 2,123 万 5,000 円につきましては、「屋台のまち中央公園」や「城山公園」等の施設管理のための経費であります。

続いて次のページ、164 ページをお開きください。

同じく、7 款 1 項 5 目であります、観光開発費の説明欄一番下の段になりますけれども、観光施設管理費、失礼しました。

一番下になります、観光交流拠点施設管理費 2,260 万 6,000 円につきましては、「まちなちの駅新・鹿沼宿」の管理費を計上したものであります。

最後、166 ページをお開きください。

同じく説明欄になります、中段、前日光あわの山荘施設維持管理費 1,294 万 8,000 円につきましては、昨年台東区から無償譲渡されましたこの施設に対する運営に関する経費であります。

さらに説明欄一番下になります、観光施設整備事業費 283 万円につきましては、観光サインの

作成が主なものであります。

以上で、経済部所管の令和2年度一般会計予算の主な説明を終わります。

○加藤委員長 高村環境課長。

○高村環境課長 おはようございます。環境課長の高村です。よろしくお願いたします。

議案第4号 「令和2年度鹿沼市一般会計予算」のうち、環境部所管の主なものについてご説明いたします。

なお、議員全員協議会において、環境部長が説明した内容と重複する点もあるかと思いますが、よろしくお願いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和2年度予算に関する説明書、一般会計の13ページをお開きください。

13款・使用料及び手数料 2項2目・衛生手数料の説明欄、2段目の2行「ごみ処理手数料」1億3,788万7,000円につきましては、事業系ごみ等の処理手数料であります。

次の行「一般家庭ごみ処理手数料」9,892万1,000円につきましては、指定ごみ袋による家庭の燃やすごみの処理手数料であります。

次に、下の段から2行目「し尿処理手数料」2,989万1,000円につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料であります。

次に、15ページをお開きください。

14款・国庫支出金 2項3目・衛生費国庫補助金ですが、続いて18ページをお開きください。説明欄、一番下の行「浄化槽設置費国庫補助金」2,802万円につきましては、合併処理浄化槽新設105基分と単独処理浄化槽撤去20基分及び、宅内配管工事費50件分の国庫補助金で、補助率はともに2分の1であります。

次に、25ページをお開きください。

16款・財産収入 2項3目 物品売払収入の説明欄、2段目、「資源物売払収入」3,594万4,000円につきましては、アルミ缶などの資源ごみの売払収入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

ページが飛びますが、117ページをお開きください。

4款・衛生費 1項3目 環境衛生費の説明欄、4番目の「環境都市推進事業費」952万7,000円につきましては、家庭用太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備等を設置する方への報償金、また本市の生物多様性の保全を推進するため、市内に生息する動植物を掲載した図鑑の制作に要する経費が主なものであります。

次の、「環境保全対策費」1,200万1,000円につきましては、120ページまで続きますが、地下水や公共用水域の水質調査、及び大気や騒音などの環境測定の委託料、深津地内の地下水浄化装置解体のための工事費、不法投棄や土採取及び土砂の埋戻し等に対する環境パトロールに要する経費が主なものでございます。

同じく120ページ、下から3番目、「浄化槽設置費補助金」5,605万2,000円につきましては、

下水道区域外における合併処理浄化槽の設置及び、宅内配管工事費に対する補助金が主なものであります。

次の、「環境基本計画策定事業費」181万円につきましては、次期環境基本計画策定のための基礎調査委託に要する経費であります。

次に、127ページをお開きください。

4款・衛生費 2項1目 環境クリーンセンター費ですが、説明欄「環境クリーンセンター管理費」804万8,000円、続きまして130ページの説明欄、「清掃施設管理費」5,814万6,000円につきましては、施設等の光熱費が主な歳出となります。

次の「リサイクル推進事業費」642万円につきましては、資源ごみ回収団体に対する報償金が主なものであります。

次に、2目 ごみ処理費の説明欄、「ごみ収集費」4億1,009万3,000円につきましては、資源物及び廃棄物の収集業務委託料及び、指定ごみ袋の作成業務委託料が主なものであります。

次の、「ごみ処理費」8,228万5,000円につきましては、132ページまで続きますが、資源物分別作業等に従事する会計年度任用職員の報酬及び、シルバー人材センターへの派遣手数料が主なものであります。

次の、「ごみ処理施設維持費」3億4,187万7,000円につきましては、ごみ処理施設の機器類の点検整備委託料及び、ごみ焼却処理施設の24時間運転に伴う運転業務等の委託料及びごみ焼却処理施設焼却炉の灰押出装置更新工事費が主なものであります。

次に、134ページをお開きください。

説明欄中ほど、「ごみ処理施設整備事業費」1,344万2,000円につきましては、粗大ごみ処理施設基幹的設備改良事業に伴う委託費であります。

次に、3目 し尿処理費、説明欄「し尿収集費」1,730万円につきましては、収集車両の燃料費、借上料及び、浄化槽汚泥などの清掃業務委託料が主なものであります。

次の「し尿処理費」2,725万2,000円につきましては、136ページまで続きますが、し尿処理のための薬品など消耗品費が主なものであります。

次の「し尿処理施設維持費」5,154万8,000円につきましては、し尿処理施設のし尿及び浄化槽汚泥受入槽などの清掃及び、機器類の点検整備の委託料が主なものであります。

次に、4目 地域下水処理施設費、説明欄「流通センター地域下水処理施設維持管理費」1,243万円につきましては、流通センター地域下水処理施設の維持管理経費が主なものであります。

次に、179ページをお開きください。

8款・土木費 4項4目 雨水対策費の説明欄「雨水処理対策事業費」177万1,000円につきましては、下水道処理区域外の雨水マンホールなどの修繕及び、調整池の除草などの委託料が主なものであります。

次に、5目 下水道費、説明欄、「下水道事業会計繰出金」11億527万4,000円につきましては、下水道事業に助成するため、繰出金として計上したものであります。

以上で、「令和2年度鹿沼市一般会計予算」のうち、環境部所管の主なものについての説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある委員は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 委員の鈴木です。それでは、質疑いたしますので、よろしくお願ひいたします。

まず、この歳出のほうで142ページ、この新規就農促進総合支援事業費2,796万2,000円ですが、これについて、ちょっともう少し詳細にご説明願ひたいと思います。

○加藤委員長 それでは、説明お願ひいたします。執行部の説明をお願ひいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 おはようございます。農政課長の橋本です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの鈴木委員のご質問にお答えしたいと思います。

この新規就農促進総合支援事業費につきましては、現在、農業の担い手が減少傾向の中、新規就農者を獲得していくための予算ということで、予算の大部分は補助金と交付金ということになっております。

まず、上のほうの補助金の900万円、これにつきましては、イチゴとニラにつきまして、新規就農時にハウスとか、あるいはその付帯設備の整備に係る経費に対しまして、それに対する支援としまして、費用の30%を、上限300万円を補助するものであります。

今回、4月から就農予定のイチゴが2人、ニラが1人の計3人分900万円を計上したものでございます。

その下の交付金としまして、農業次世代人材投資事業1,875万円、これにつきましては、これは一定の要件を満たす新規就農者に対しまして、農業経営を開始してから経営が安定するまでの最長5年間にわたりまして、年間150万円を交付するものでございまして、来年度は13人分を計上したものでございます。

これにつきましては、国の事業でありまして、全額国庫補助ということになります。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 これからの農業を支えていくためにも、この新規就農促進総合支援事業ですね、大変重要であると思っておりますけれども、これが始まったのが何年からか、またその、それからの育成の人数ですか、人数をわかる範囲で年度ごとにお教へいただければ、願ひたいと思います。

○加藤委員長 わかる範囲で。

それでは、執行部の説明をお願ひいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。

ただいまの質問に対しまして、ご説明をしたいと思います。

まず、1点目の農業次世代人材投資資金がいつ頃から始まったかというふうなことですけれども、これは平成24年度から始まった制度でございます。そして。

○加藤委員長 新規就農促進のほうの何年かわかる範囲での人数ということで。

○橋本農政課長 はい、人数ですけれども、新規就農の人数なのですが、過去5年間の数字をちょっと説明させていただきます。

平成27年は16名、これはイチゴ・ニラに限らず、水稻とか、花とか、畜産とか、全て含まれておりますけれども、平成27年が16名、平成28年度が9名、平成29年度が8名、平成30年度が13名、そして、今年度、現在、もう3月ですので、ほぼ確定ですけれども、16名というふうな新規就農の数になっております。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木委員、よろしいですか。鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 年度ごとに増えてきて、昨年ですか、今年度かな、16名でしたっけ、ということで、非常に定着してきまして、これもやはり新規就農の支援事業も鹿沼市のこの人口減少対策に対する、この移住定住にも役立ちますので、これからはしっかりと取り組んでいっていただきたいと思います。

○加藤委員長 では、次、はい、津久井委員、どうぞ。

○津久井委員 津久井です。138ページのほうの雇用対策の405万8,000円、これの詳細、ちょっと教えていただきたいと。

○加藤委員長 雇用対策の詳細ということです。

執行部の説明をお願いいたします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課長の福田です。少々お待ちください。

(「福田課長、発言のときはマイクを取ってください」と言う者あり)

○福田産業振興課長 大変失礼いたしました。

雇用対策費405万8,000円の内訳につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、報償費の8万3,000円につきましては、失礼いたしました。

これは雇用対策、優良従業員、あるいは技能表彰、それから企業表彰というのを毎年実施しております、その方々への報償、奨励金でございます。

続きまして、需用費につきましては、文字通り消耗品等であります。

それから、委託料であります、150万円につきましては、鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会への委託料を計上しております。

次に、18節負担金、補助及び交付金につきましては、まず負担金でありますけれども、雇用協会への負担金39万円、それから鹿沼市中小企業退職共済制度加入促進補助金、これは補助金になりますけれども、こちらに200万円、これは中小企業が退職共済制度に加入した場合、最初の1年分を補助するというような事業でございます。

それから交付金、労働基準協会、文字通り、労働基準協会への団体運営補助ということで、

8万1,000円を計上しているところであります。

説明は以上です。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明は終わりましたのですが、津久井委員。

○津久井委員 ありがとうございます。

○加藤委員長 大丈夫ですか。

○津久井委員 はい。

○加藤委員長 では、ほか質問ありますか。それでは、鈴木紹平委員。

○鈴木紹平委員 鈴木紹平です。よろしくお願いします。

159 ページの観光宣伝費というところで、観光イベント事業費とあるかと思うのですが、これ前年度から比べると990万円ほどマイナスになっているということなのですが、こちらの、ちょっと詳細な説明、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明をお願いいたします。竹澤観光交流課長。

○竹澤観光交流課長 観光交流課長の竹澤です。

昨年度に比べて990万円の削減という形、昨年は、春まつりのほうを開催しておりまして、その部分が大きな削減という形になっております。DCキャンペーンというものがございまして、そちらのほうを終了いたしまして、そちらのほうで削減という形になっております。

少々お待ちください。

○加藤委員長 はい。

○竹澤観光交流課長 申し訳ございません。

イベント事業費のほうといたしまして、昨年が5,242万円だったものが、今年度4,667万円という形になりますので、この段階で、約600万円程度の削減。

そして、観光ピーアール事業費といたしまして、昨年地方創生の事業にも取り組んだものがございまして、こちらのほうでも削減がございましたので、合わせてこの額が削減という形になります。

昨年まで実施されていたものが、今年度実施しないことによる削減ということでございます。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりましたが、鈴木紹平委員。

○鈴木紹平委員 ありがとうございます。

○加藤委員長 大丈夫ですか。

○鈴木紹平委員 再質問はありません。ありがとうございます。

○加藤委員長 わかりました。

ほか、質疑のある方は順次発言を許します。佐々木委員。

○佐々木委員 佐々木里加です。よろしくお願いいたします。

今、159ページのお話があったのですが、その次の160ページなのですが、観光物産ピーアール事業費について、もう少し詳しくご説明お願い申し上げます。

○加藤委員長 観光物産ピーアール事業費の中身の説明ですか。

○佐々木委員 そうですね、はい。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明をお願いいたします。竹澤観光交流課長。

○竹澤観光交流課長 観光交流課長の竹澤です。

観光ピーアール事業費の説明、詳細について説明を行います。

主なものといたしまして、需用費のところ、印刷製本費ですね、こちらのほうだけで146万9,000円と計上しております。

観光パンフレットを2種類ほど大きなものを作成しておりますけれども、こちらのほうが、印刷の中で大きなものという形になるかと思えます。

そして、次に、大きなものといたしまして、委託料のところ、こちら、広告宣伝ですとか、開催委託のところ、若干ございますけれども、ピーアール事業のほうを観光協会に委託をしたり、鹿沼市が、どうしても鹿沼市のイベントと重なってしまっ出て出られないようなものを協会に委託して出てもらったりというようなところがございます。

一番大きなものといたしまして、18の補助金のほうですね。鹿沼市観光物産協会2,504万4,000円という形になります。観光協会への運営補助、こちらのほうが最大のものという形になっております。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。佐々木委員、何かありますか。

○佐々木委員 先ほど首都圏に対するPRに主に力を入れてらっしゃるというお話をお伺いしたのですが、例えば、この印刷物などは、どのようなところに置いてこられたり、または、送って配布されているというような、もしよろしければ、ご説明。

○加藤委員長 竹澤観光交流課長。

○竹澤観光交流課長 観光交流課長の竹澤です。

パンフレットのほうの配布でございますけれども、私ども、かぬまブランドの物産販売というものを、主に首都圏等を中心に行っております。

そういった会場でブランド販売にあわせて、観光PRのほうをしていくという使い方が非常に有効的なものですから、そのような形でのPRというものをしております。

また、スカイツリーの中にもパンフレットを配布したりとか、ご希望であれば、郵送で送ったりとか、そういったものをしております。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 説明は終わりました。よろしいですか。

○佐々木委員 はい、ありがとうございます。

○加藤委員長 それでは、大丈夫ですか。市田委員。

○市田委員 市田です。よろしく申し上げます。

154 ページの林道施設整備事業費について、今回大分幅広く、今回の台風19号でやられたわけ

ですけれども、この辺のところ、ちょっと、もうちょっと詳細に説明いただければと思います。

○加藤委員長 林道施設整備事業費ですね。

はい、執行部の説明をお願いいたします。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。よろしくお願いします。

林道につきましては、年々ですね、新設というのがだんだん少なくなっておりまして、現在ありますのが、水特事業でございます、ダム関係の事業でございますね、室瀬線等に大体限られているのですけれども、この事業の主なものとしましては、測量設計管理としまして、室瀬線の用地測量ですね、用地測量費。

それと、森林路網の整備としまして、一応予定しておりますのが、寄栗線、久我の石裂の奥のほうになるのですけれども、そちらと岩淵線、こちらのほうを予定しております。

そのほか、治山工事とか、一部、水路工事なんかを伴うものがございます、水路の工事につきましては、一応県の事業ではございますけれども、こういったものですね、加蘇地区等に水路工事のほうを予定しております。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 説明は終わりました。市田委員、どうですか。

○市田委員 ありがとうございます。特に、災害復旧工事がちょっと少ないような感じがしましたので、ちょっと説明をお聞きしたのですけれども、内容は大体わかりました。

もう1点、よろしいですか。

○加藤委員長 はい、どうぞ。

○市田委員 158 ページの工業振興推進事業費 3,500 云々という金額、上がっていますけれども、これ、本当に地場産業のPRで、素晴らしい事業費だと思うのですけれども、もうちょっと詳しく説明していただければと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○加藤委員長 工業振興推進事業費について、もう少し詳しくということですが、福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課長の福田です。

工業振興推進事業費の内訳について、主なものについて、申し上げたいと思います。

まず、12 節になりますけれども、委託料 2,450 万円を計上しておりますけれども、これにつきましては、ビジネスマッチ鹿沼開催費用及び木材木工業の海外展開基盤整備事業、これは地方創生推進交付金の対象事業となっておりますけれども、こちらの事業を予定しております。

次に、18 節負担金、補助及び交付金でありますけれども、補助金につきましては、一応5項目ほど、販路拡張支援事業、それから高度技術産業連携地域対象事業等ございますけれども、まず、販路拡張支援事業について、ちょっと若干、ご説明申し上げます。ちょっとお待ちください。

まず、販路拡張、お待たせいたしました。

販路拡張支援事業費補助金につきましては、地場産業製品の販路拡大を推奨するというような

ことで、基本的には、例えば、木のまち鹿沼実行委員会におきます、木工まつりでありますとか、鹿沼木工団地協同組合への催事、催し物等に対する事業補助となっております。

続きまして、高度技術産業連携地域対象事業につきましては、これは公益財団法人栃木県高度産業振興センターへの補助金 33 万 3,000 円ということで計上しております。

それから、特許等出願支援事業でありますけれども、大きくは、特許と実用新案というふうなものに対しまして、市内の事業者様が出願する際の補助金枠を設けております。

どちらも、特許のほうが上限 20 万円、補助率 2 分の 1 ということで計上しておりまして、実用新案につきましては、上限 10 万円、補助率 2 分の 1 というふうなことであります。

次に、展示会出展支援事業でありますけれども、文字通り、国内、あるいは国外も含めまして、展示会出展に対する補助を設けております。こちらにつきましては、100 万円が上限、補助率 2 分の 1、これが国内であります。

それで、海外につきましては、補助率 2 分の 1 で、50 万円というような枠を設けさせていただいております。

次に、地場産業トータルサポート事業でありますけれども、これにつきましては、上限 150 万円以内ということで、補助率 4 分の 3 ということであります。

研究開発でありますとか、知的財産取得事業を実施する企業に対しまして、150 万円を限度に補助するものであります。

これは継続事業ということで、今年度ですね、令和元年度に採択した事業者に対して、令和 2 年度に補助金を交付するというようなことで計上しているものであります。

主な事業内容についての説明は以上です。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。このことで質問。

○市田委員 ありがとうございます。内容は大体わかりました。

特に、木材、林政課のほうで、大分鹿沼の、スタジアムとか、いろいろ使って、PR していますけれども、やはり材木というのは、全国どこでもほとんど内容一緒なので、ぜひ付加価値をつけて、これからどんどんこの事業を進めていただければと思っています。よろしく願います。以上です、私は。

○加藤委員長 意見としてね、お願いいたします。

はい、津久井委員。

○津久井委員 すみません、152 ページの野生鳥獣なのですけれども、ちょっとわからないので教えてほしいのだけれども、この中の内訳で、報償金 3,300 万円のやつなのですけれども、これは 1 頭いくらの頭数のあれなのかな。そうすると、この 3,000 頭もとったのかなと思って、ちょっとわからなかったなので、お聞きしたいと。

○加藤委員長 中身ですね。

はい、それでは、執行部の説明をお願いいたします。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

野生鳥獣の報償金につきましては、昨年比で、非常に増額させていただいたということで、予算要求をさせていただいています。

内容についてなのですが、先ほど金額のお話をいただきましたけれども、野生鳥獣ですね、イノシシ、成獣、ニホンジカも一緒なのですが、とりますと、1頭当たり 8,000 円、国のほうから、ここに、市の単独費として 5,000 円、さらに県のほうから 2,000 円出ますので、合計 1万 5,000 円が報酬として支払われるということになっております。

実は、今年度ですね、実は、大幅に要求させていただいたのですが、約 3,500 頭分ということで、要求させていただいたのですけれども、これは実は、平成 30 年度のイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、野生鳥獣の合計が、1,601 頭ということで、捕獲があったのですけれども、今年度の見込みが、もう 2,500 頭を超えると。

原因なのですけれども、やっぱり生態といいますかね、生息域がやはり、かなり鹿沼も生きているということがあるのと。

今回、災害もありまして、非常に捕獲数が増えてきたということもございます。

こういったことで、増額ということで、次年度の予算要求をさせていただきましたので、よろしくをお願いします。

説明、以上です。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。津久井委員。

○津久井委員 ありがとうございます。

○加藤委員長 いいですか。

はい。それでは、ありがとうございます。

それでは、よろしいですね。鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 それでは、戻って 144 ページですか、144 ページのですね、農業近代化施設管理運営費のうち、18 節負担金、補助及び交付金の、これ詳細な説明をお願いしたいと思います。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。

農業近代化設備管理運営費の中の、補助金 2,000 万円の内容ですが、これは出会いの森のいちご園がございますが、そちらにトイレ兼販売受付の建物の整備を予定しておりまして、そちらに対する補助金を計上したものでございます。

ちなみに、そのトイレにつきましては、出会いの森の公園の利用者も常時利用できるというふうなことで予定をしております。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木委員、よろしいですか。

はい、どうぞ。

○鈴木敏雄委員 これはあれですか、管理棟のリニューアルなのか、どうなのですか、これ。

○加藤委員長 管理棟リニューアルですか。

はい、それでは、橋本農政課長。

○橋本農政課長 ただいまの委員ご指摘のように、現在あるハウスですかね、でやっております管理棟、そちらのところに、改めて木造でそういったもの、トイレ兼管理棟、受付兼管理棟ですね、その建物を整備するというふうなことになります。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 含めてということになるわけですか。

○橋本農政課長 含めてです、はい。

○加藤委員長 はい、わかりました。

はい、鈴木委員、いかがですか、ありがとうございました。

執行部の説明は終わりました。鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 わかりました。では、トイレというのは、管理棟のリニューアルと含めて、トイレも整備するというところでよろしいわけですか。

○加藤委員長 執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 そうですね、管理棟につきましては、公園のほうの管理棟ではなくて、いちご園の受付のための管理棟というふうなことになります。

それで、今ご指摘のような内容であります。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 はい、わかりました。

この出会いの森のいちご園が、やはり一つの子育て支援の一因にもなりますので、やはりきちんとした建物にして、やはりお客さんが来てもね、恥ずかしくない建物ということで、リニューアルすると思うのですけれども、この工期というか、スケジュールについて、お聞きしたいと思います。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。

工事のスケジュールにつきましては、ちょっと建築確認とか、開発行為とか、若干手続が必要になりますが、そういったことを経まして、できれば年内、12月中ぐらいには完成して、来年度の受付の開始から使用できればというふうなことで、現時点では考えております。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木委員、よろしいですか。

○鈴木敏雄委員 はい。では、あともう1つだけ。

○加藤委員長 もう1つ、はい、鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 ちょっとページ数忘れちゃったけれども、前日光あわののですね、これが、何ページだったっけ、これが、鹿沼市に移管になりまして、鹿沼市のほうでこれが管理運営する

ことになったわけですが、これの利用状況について、ちょっとお聞きしたいと思います。
何ページに載って。

(「166 です」と言う者あり)

○加藤委員長 竹澤観光交流課長。

○竹澤観光交流課長 観光交流課長の竹澤です。

鈴木委員のご質問にお答えします。

166 ページ、前日光あわの山荘施設維持管理費ということで、歳出のほうはこちらのほうに計上しております。

歳出のほうは、合計で 1,294 万 8,000 円。

主なものとしたしましては、その下の報酬、職員手当、旅費などの人件費ですね、こちらのほうで大体 6 割程度を占めるという形になるかと思えます。

これに対しまして、歳入のほうも計上しております。

歳入のほうは 12 ページのほうでございますけれども、あわの山荘の使用料という形で、522 万 5,000 円、中段のところですね、そちらに計上しているものということで、差し引きしまして、一般財源からの繰り入れは 772 万 3,000 円という形になるかと思えます。

これらのほうの利用の状況ということかとございますけれども、昨年 4 月から鹿沼市に移管をされまして、利用いたしております。

それで、台東区が運営していた、1 年間運営していた最後の年が、平成 29 年という形になります。

その年の利用者数が 1,406 人という形でございました。

今年度、これまでに、1,787 人の方のご利用をいただいておりますので、利用のほうは順調に推移をしているかと思っております。

ただ、12 月以降の利用が激減しております。

これは、台東区の方の利用が大体 6 割ぐらいという形で多いのですが、台東区時代に、どうも冬季があそこの施設を閉鎖をしていたようなこともあって、台東区民の方は、今でもそのようなことになっているのではないかと思っている方がいらっしゃるのかなと、その辺の払拭をしないといけないなというところと。

あと、それ以外にも、首都圏の利用の方が多くて、スタットレスタイヤとかがない、そういったものが原因かと思えます。

また、コロナウイルス対策の不安から、利用が減っているということもございます。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。よろしいですか。

○鈴木敏雄委員 はい。

○加藤委員長 それでは、別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第 4 号中関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号中関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第6号 令和2年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。

議案第6号 令和2年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算についてご説明をいたします。

予算に関する説明書、公設地方卸売市場事業費特別会計の3ページをお開きください。

まず、歳入につきまして、ご説明をいたします。

1款1項1目 総務使用料108万1,000円につきましては、市場使用料や付属営業人売場使用料、駐車場使用料などであります。

次に、2款1項1目 一般会計繰入金867万5,000円につきましては、特別会計の歳入不足を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、一番下の欄、4款2項1目 雑入324万3,000円につきましては、市場関連事業所などから市場で使用する光熱水費などの収入を見込むものであります。

次に、5ページをお開きください。

歳出について、ご説明いたします。

1款1項1目 一般管理費のうち、説明欄の3つ目、公設地方卸売市場施設維持管理費1,227万4,000円につきましては、施設の維持管理のための光熱水費や、施設等の保守管理委託料が主なものであります。

以上で、鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計についての説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○加藤委員長 質疑はないということですのでお諮りをいたします。

それでは、別段質疑もないようですのでお諮りをいたします。

議案第6号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第12号 令和2年度鹿沼市下水道事業会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。奈良下水道課長。

○奈良下水道課長 下水道課長の奈良です。よろしく申し上げます。

議案第 12 号 「令和 2 年度鹿沼市下水道事業会計予算について」 ご説明いたします。

別冊になっております、鹿沼市下水道事業会計、「令和 2 年度予算に関する説明書」の 1 ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、まず収入についてご説明いたします。

1 款 下水道事業収益 1 項 1 目「使用料」 9 億 9,078 万 8,000 円につきましては、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設のそれぞれの利用者から徴収する使用料であります。

次に、2 目「他会計負担金」 2 億 3,999 万 2,000 円につきましては、雨水処理に要する経費を一般会計から繰入れするものであります。

次に、2 項 2 目「他会計補助金」 7 億 9,716 万 1,000 円につきましては、企業債の償還利子や、減価償却費の一部に充てるため、一般会計から繰入れするものであります。

次に、4 目「長期前受金戻入」 6 億 1,580 万 2,000 円につきましては、下水道施設等の取得に要した国庫補助金等相当額について、繰延利益として整理し、そのうち当該年度分の固定資産減価償却見合い分について、順次、長期前受金戻入として収益化するもので、現金を伴わない収益になります。

次に、支出についてご説明いたします。2 ページをご覧ください。

1 款 下水道事業費用 1 項 1 目「管渠管理費」 6,258 万 1,000 円につきましては、マンホール等の修繕工事費や、雨水調整池等を管理するための委託料が主なものであります。

次に、2 目「処理場管理費」 4 億 9,621 万円につきましては、8 カ所あります処理施設の維持管理経費や、汚泥処分費が主なものであります。

次に、3 目「ポンプ場管理費」 1,266 万 6,000 円につきましては、樺山中継ポンプ場及びマンホールポンプの維持管理経費が主なものであります。

次に、4 目「水質規制費」 3,954 万 4,000 円につきましては、汚水を調査・分析する委託料や薬品費が主なものであります。

次に、5 目「総係費」 2,711 万円につきましては、人件費が主なものであります。

次に、6 目「業務費」 6,334 万 9,000 円につきましては、電算システムの借上げ料や、賦課徴収事務を水道部へ委託していることから、水道部に支払う負担金が主なものであります。

次に、7 目「減価償却費」 11 億 9,216 万 8,000 円につきましては、建物や構築物等の減価償却費であります。

次に、2 項 1 目「支払利息及び企業債取扱諸費」 2 億 3,852 万 6,000 円につきましては、現在借入をしています、企業債の償還利子が主なものであります。

次に、2 目「消費税」 5,438 万円につきましては、消費税及び地方消費税の納付予定額になります。

次に、資本的収入及び支出のうち、まず、収入についてご説明いたします。3 ページをお開きください。

1 款 資本的収入 1 項 1 目「企業債」 2 億 2,310 万円につきましては、污水管や雨水管建設工事費等の財源に充てるための地方債であります。

次に、2 項 1 目「出資金」 6,812 万 1,000 円につきましては、企業債の償還元金の一部に充てるため、一般会計から繰入れするものであります。

次に、3 項 1 目「工事負担金」 2,500 万円につきましては、下水道を整備することにより、受益を受ける者から徴収する受益者負担金であります。

次に、4 項 1 目「国庫補助金」 1 億 7,300 万円につきましては、污水管や雨水管建設工事費等の財源に充てるための国庫補助金であります。

次に、支出についてご説明いたします。4 ページをご覧ください。

1 款 資本的支出 1 項 1 目「管渠整備費」 4 億 6,227 万 4,000 円につきましては、富士山雨水幹線の設計、用地測量のための委託料や、污水管建設工事として、押原、北犬飼、府中、御成橋の各分区の污水管幹線及び枝線工事を、雨水管建設工事として府中、日吉、各地区の雨水管幹線工事が主なものであります。

次に、2 項 1 目「企業債償還金」 10 億 282 万 9,000 円につきましては、現在借入れをしている企業債の償還元金であります。

5 ページにつきましては、「予定キャッシュ・フロー計算書」です。

6 ページから 12 ページまでにつきましては、「職員の給与費明細書」、13 ページ以降は、「令和 2 年度の予定貸借対照表」になります。

以上で、「令和 2 年度鹿沼市下水道事業会計予算について」の説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「はい、ありません」と言う者あり）

○加藤委員長 それでは、別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第 12 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 13 号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）についてのうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課長の福田です。

それでは、令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）のうち、まず経済部所管の主なものについてご説明をいたします。

歳入についてご説明をいたします。

それでは、令和元年度補正予算に関する説明書をご覧ください。説明書、5 ページになります。

ページ、それでは説明をさせていただきます。

ページ中ほどになります、16 款県支出金 2 項 4 目 農林水産業費県補助金の説明欄、これは 6 ページ側、説明欄、6 ページ側になりますけれども、農業振興費県補助金の首都圏農業確立対策事業費県補助金 2 億 30 万 2,000 円の減につきましては、令和元年東日本台風により被害を受けた、ビニールハウスなどの農業用施設や、農業機械の復旧の事業費が固まったことから、歳出において不用額を減額することに伴う、国及び県の補助金を減額するものであります。それから、その下の段になります、農作物活性化推進事業費県補助金 1,900 万 5,000 円の増につきましては、農業生産法人が「担い手確保・経営強化支援事業」により実施するハウスやネギ収穫機等の導入に対する県補助金を増額するものであります。

次に、歳出について、ご説明をいたします。

申し訳ありません。訂正をさせていただきます。

一番最初に説明を申し上げました、首都圏農業確立対策事業費県補助金 2 億 302 万円を 30 万というふうに説明をいたしました。訂正をさせていただきます。2 億 302 万円の減であります。失礼いたしました。

それでは、歳出のほうについて、ご説明をいたします。

17 ページをお開きください。

2 段目になります、5 款労働費 1 項 2 目労働力確保対策費の説明欄、職業訓練センター事業費 154 万 4,000 円の減につきましては、当初見込んでいた当該センターの事務局長に関する人件費の差額を減額するものであります。

次の段、6 款になります、農林水産業費 1 項 3 目農業振興費の説明欄、農産物活性化推進事業費のうち、経営近代化共同利用施設 1,900 万 5,000 円の増につきましては、先ほどご説明いたしました農作物活性化推進事業費県補助金を財源として支出いたします、農業生産法人がハウスやネギ収穫等の機械の導入を行うための補助金であります。

その下の、農業災害特別対策措置事業 1 億 8,963 万 9,000 円の減につきましては、令和元年東日本台風により被害を受けました、ビニールハウスなどの農業用施設や農業機械の復旧の事業費、これが固まったことにより、不用額を減額するものであります。

その下の 6 目 農地費の説明欄でありますけれども、県営土地改良事業費 907 万 5,000 円の増につきましては、県営土地改良事業の笹原田地区と引田地区の事業費が増加することに伴います、市負担金の増額というものであります。

次の同じく 6 款であります、農林水産業費 2 項 1 目林業振興費の説明欄、林業関係施設等維持管理費 852 万 9,000 円の減につきましては、水特事業である水源の森基本設計委託におきまして、林道付帯地の形状が確定していないことから、策定を見送ったため、減額をするものであります。

次の説明欄、一番下になりますけれども、地場産材需要拡大推進事業費 718 万 6,000 円の減につきましては、鹿沼産木材の利用に対する給付実績が、当初予定を下回ったこと、また、木の

おもちゃなどの物品作成の委託費用を、森林経営管理事業費から支出したため、不要額が生じたことによる減額というものであります。

続いて、19 ページをお開きください。

中段にあります、7 款商工費、1 項 4 目 観光宣伝費の説明欄になります、観光イベント事業費 999 万 7,000 円の減につきましては、屋台操出事業補助金、ふる里あわの祭り振興事業補助金を台風 19 号の影響によるイベント中止などによる減額をするものであります。

同じく商工費、1 項 5 目 観光開発費の説明欄、前日光つつじの湯交流館施設維持管理費 190 万円の増につきましては、燃料費の不足による増額をするものであります。

少々飛びます、33 ページをお開きください。

こちらは、繰越明許費の補正に関する調書でありますけれども、それについて説明をいたします。

まず、今回追加分、33 ページ側でありますけれども、追加分であります、6 款農林水産業費 2 項林業費の林道施設整備事業 2,508 万 8,000 円につきましては、治山事業に伴う水路工事 1 件、市管理林道の災害復旧工事 4 件の工事費及び県営林道改良整備工事 5 件に対する負担金について、工期の変更に伴い繰越すものであります。

同じく 7 款商工費 1 項商工費 観光施設整備事業 3,000 万円につきましては、古峰ヶ原高原入口トイレ新築工事 1 件につきまして、建設場所の選定や取水先となる沢水確保などの進捗の遅れに伴い年度内の着工が困難となったため、繰り越すものであります。

次に、右側、34 ページ側をお開きください。

今回変更分にかかる分ということで、ご説明を申し上げます。

まず 2 段目、6 款農林水産業費 1 項農業費のうち、農産物活性化推進事業につきましては、農業生産法人が行うハウスやネギ収穫機等の導入に対する補助金と、令和元年東日本台風により被害を受けた、ビニールハウスなどの農業用施設や農業機械の復旧に対する補助金であります。両事業とも県が歳出を翌年度に繰り越すため市も同様に繰り越し、4 億 8,079 万 8,000 円になるものであります。

その下の、農地関係振興事業につきましては、令和元年東日本台風により被害を受けた土地改良施設及び農地の復旧に対する補助金ですが、年度内に完了しないものについて翌年度に繰り越し、3 億円とするものであります。

次に、3 段下になります、一番下ですが、11 款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費の林業施設災害復旧事業費につきましては、令和元年東日本台風により被害を受けた林道 7 路線の測量設計について、標準工期確保のため翌年度に繰り越し、1 億 2,750 万円とするものであります。

以上で、経済部所管の一般会計補正予算（第 6 号）の説明を終わります。

○加藤委員長 高村環境課長。

○高村環境課長 環境課長の高村です。

議案第 13 号 「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち、環境部所管のものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和元年度補正予算に関する説明書、一般会計の 5 ページをお開きください。

15 款 国庫支出金 2 項 3 目 衛生費国庫補助金の説明欄、「ごみ処理費国庫補助金」8,909 万 9,000 円の増につきましては、令和元年東日本台風により被災した家屋等について、解体・撤去等を行った被災者に対し、その費用の償還に要する経費の財源に充当するため増額するものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

17 ページをお開きください。

4 款 衛生費 2 項 2 目 ごみ処理費の説明欄、「ごみ収集費」87 万円の増につきましては、指定袋販売手数料に不足が生じるため増額するものです。

次の「ごみ処理費」1 億 8,444 万 8,000 円の増につきましては、ごみ処理に必要な薬品及び重油等の不足、また令和元年東日本台風により被災した家屋について、解体・撤去等を行った被災者に対し、その費用の償還に要する経費です。

次に、21 ページをお開きください。

8 款土木費 4 項 5 目公共下水道費の説明欄、「公共下水道事業費特別会計繰出金」748 万 1,000 円の減につきましては、公共下水道事業費特別会計の歳入・歳出を調整した結果、減額するものです。

次に、33 ページをお開きください。

繰越明許費についてご説明いたします。

4 款衛生費 2 項清掃費 1 億 7,819 万 9,000 円につきましては、被災した家屋等に対する償還の実施が来年度となるため、繰り越しをするものです。

以上で、「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「なしです」と言う者あり）

○加藤委員長 よろしいですか。

質疑がないということでございますので、別段質疑もないようですのでお諮りをいたします。

議案第 13 号中関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号中関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 15 号 令和元年度鹿沼市公共下水道事業費特別会計補正予算（第 3 号）について

を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。奈良下水道課長。

○奈良下水道課長 下水道課長の奈良です。よろしくお願いいたします。

議案第 15 号 「令和元年度鹿沼市公共下水道事業費特別会計補正予算（第 3 号）について」ご説明いたします。

令和元年度補正予算に関する説明書、特別会計 2 番目になります、公共下水道事業費特別会計の 3 ページをお開きください。

歳入について、ご説明いたします。

1 款 分担金及び負担金 1 項 1 目「公共下水道建設費負担金」2,667 万 6,000 円の増につきましては、説明欄、管渠建設費負担金、いわゆる公共下水道事業受益者負担金の収入増により増額するものであります。

4 款 繰入金 1 項 1 目「一般会計繰入金」748 万 1,000 円の減につきましては、説明欄、「公共下水道繰入金」において、事業費の歳入・歳出を調整した結果減額するものであります。

6 款 諸収入 3 項 1 目「雑入」1,341 万 3,000 円の減につきましては、説明欄「消化ガス発電収入分配金」の額の確定により、減額するものであります。

7 款 市債 1 項 1 目「公共下水道管理債」300 万円の減につきましては、説明欄、「公営企業会計適用債」において、該当事業費の確定により減額するものであります。

5 ページをお開きください。

歳出について、ご説明いたします。

1 款 公共下水道管理費 1 項 1 目「一般管理費」の説明欄、上段、「下水道総務事務費」300 万円の減につきましては、事業費の確定により委託料を減額するものであります。

続きまして、説明欄下段、「受益者負担金賦課徴収事務費」578 万 2,000 円の増につきましては、公共下水道事業受益者負担金の一括納付の見込みにより、これに要する前納報奨金の不足分を増額するものであります。

次に、7 ページをお開きください。

繰越明許費の補正についてご説明いたします。

2 款 公共下水道建設費 1 項 「公共下水道建設費」2 億 4,940 万 9,000 円につきましては、汚水管布設工事につきましては、水道管の布設替えのため、雨水管布設工事につきましては、放流先の管理者である鹿沼土木事務所との協議に時間を費やしたため、工期を延長するものであります。

次に、1 款 公共下水道管理費 2 項「施設管理費」2 億 4,930 万円の増につきましては、令和元年東日本台風により被災を受けた、栗野水処理センターの災害復旧工事等に時間を要するため工期を延長するものであります。

以上で、令和元年度鹿沼市公共下水道事業費特別会計補正予算（第 3 号）についての説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

いいですか。

(「なし」と言う者あり)

○加藤委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 15 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 32 号 鹿沼市花木センター条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。

議案第 32 号 鹿沼市花木センター条例の一部改正についてご説明をいたします。

「こどもの遊び場」の開設に伴いまして、令和 2 年 3 月 31 日をもって「農林業体験実習館」を廃止し、また、「こどもの遊び場」の利用料金を無料とすることから、別表第 8 項の表の「ふれあい広場及び農林業体験実習館」の欄を削除するものであります。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○加藤委員長 別段質疑もないようですのでお諮りをいたします。

議案第 32 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 33 号 鹿沼市公設地方卸売市場条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。

議案第 33 号 鹿沼市公設地方卸売市場条例の一部改正についてご説明いたします。

令和 2 年 6 月から施行される国の改正卸売市場法により、今後、地方卸売市場は県の認定を受けることとなりますので、その認定を受けるため必要となる、取引条件や取引状況の公表など、公正な取引環境の確保を図るための規定を追加するものであります。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○加藤委員長 よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

○加藤委員長 別段質疑もないようですのでお諮りをいたします。

議案第 33 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 37 号 財産の取得についてを議題といたします。

審議の前に事務局から資料を配布し、説明をお願いいたします。

それでは、執行部の説明をお願いします。はい、事務局長。

○石塚事務局長 それでは、説明いたします。

今、委員各位にお配りしましたこの文書は、3月6日に議案第 37 号が追加され、市長の提案理由の説明の後、議案質疑について、抗議文が出ております。

それで、当常任委員会の対応でありますけれども、議案が付託された後については、この常任委員会では、この件について触れることができませんので、付託された議案第 37 号について、目的が適正なのか、あとそれから取得、財産の取得が適正なのか、あるいはこの面積は適正なのか、単価は適正なのかという付託案件についてのみご審議をいただきたいと思っております。しかしながら、このような内容でございますので、常任委員会でどのようになさるかという判断もあると考えます。

そういった場合には、具体的に、委員の方でこの議案が審議された後に、この常任委員会を閉会し、関係する執行部の方に残っていただいた上、あと委員各位ですね、残っていただいた後、関係のない職務の皆様、それから傍聴人の方にご退室していただいた後、協議会という中で、質疑をしていただいて、その後、常任委員会として、委員長報告の中で、何か付するものがあるれば、それは委員長、副委員長並びに事務局のほうに意見を言っていて、まとめた上で、皆様にお示ししていきたいと考えております。

説明は以上です。

○加藤委員長 今、事務局より説明がございましたけれども、一応抗議文が出たということで、まず、37 号については付託されておりますので、その審議が終えてから、関係者のみ残って、周知をするということになります。

委員の皆さん、それでよろしいですか。大丈夫でしょうか。

○鈴木敏雄委員 これは質疑のやるの。

○加藤委員長 はい、その後、しっかり。

では、そのようにさせていただきます。

はい、事務局長。

○石塚事務局長 今、鈴木委員から発言ありましたけれども、議案に対する質疑はどうぞたくさんおやりいただいて、これが適正かどうかの確認はしていただきたいと思うのですが、この抗議文についての質疑は、委員会が終了後ということで、ご理解をいただきたいと思います。説明は以上です。

○加藤委員長 すみません。まとめますと、今のこの抗議文については、その後ということで、議案第 37 号について付託されておりますので、それはこの委員会で意見を交換するということになります。よろしいでしょうか。

○鈴木敏雄委員 はい。

○加藤委員長 そのようにしていきたいと思います。

それでは、もう 1 回元に戻りまして、議案第 37 号の財産の取得についてを議題にいたしまして、執行部からの説明、そしてその後、質疑になります。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。

議案第 37 号 財産の取得についてご説明いたします。

鹿沼市茂呂地内の、現在、借用して花木センター敷地として利用している、旧管理棟とセリ場を含む駐車場敷地の合計 12 筆、面積 6,009.86 平方メートルにつきまして、議案書記載の者から、7,812 万 8,180 円で取得するためのものであります。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

それでは、質疑に入りますが、各委員の質疑を求めますが、いかがでしょうか。鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 それでは、ちょっと質問したいと思いますけれども、これ、今、この土地を今まで借用していたものを買うことによって、このメリットといいますか、借りていたのを買う、そのメリットという部分について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 ただいまの鈴木委員の質問に対して、ご説明したいと思います。

購入するメリットということでございますけれども、2 点、大きく 2 点考えております。

1 つは、この借地につきましては、毎年借地料を 299 万円ほど支払っておりますので、市が所有すれば、今後はその借地料の支払いの必要がなくなるということが、まず 1 点ございます。

また、この借地の契約の中で、この原状変更ですね、については、所有者の承諾を得るというふうなことが、契約書の中に含まれておりまして、これを市が取得することで、今後、道の駅とか、そういったことを目指すに当たりまして、有効な、市の判断の有効な土地の活用が可能になるというふうなことになりますので、その 2 点がメリットというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木委員、ありますか、はい、どうぞ。

○鈴木敏雄委員 今、ご説明ありましたように、今までは借地だったので、例えば、工作物、

あるいは看板、あるいは建物を建てるにしても、貸主の承諾が必要であったと、なかなかその駐車場にしか、現実的には駐車場にしかできない状況であったのが、今回、市が取得することにより、所有者になるわけですから、今後はいろいろ工作物なり、建物なり、一般質問の中でも、市長が答弁していましたが、道の駅とか、その有効活用が広がると、私どももこれは肯定的に捉えておりますので、ぜひ、しっかりと花木センターのこれからの活性化にもつなげていただきたいと思います。以上です。

○加藤委員長 鈴木委員からそのように意見がありました。

それでは、ほかの委員は。はい、津久井委員。

○津久井委員 花木センターの 7,800 万円、1,800 坪の土地なのですが、やはり議案で上がってくる時点で、そのメリットと今言っていましたけれども、やっぱりそのビジョン、要するに道の駅の構想があって、これからその土地を取得しないと、その駅構想もできないというような、ある程度その、仮説というか、そういうある程度文面もあってもよかったのではないかな。

ただ、我々とする、上がってきて、1,800 坪、7,800 万円の取得、これで上がってきて、了承しろと言われても、その中身がわからなかったら、どうにも返答もできない。

これがたまたま今回、議会でもちょっと発言も出てしまったのですけれども、やはりその内容を一緒に添えていただきたかった。

わざわざ、今まで 40 年も 50 年も借りている土地を、わざわざこれ取得するわけですから、我々からすると、あとその 7,800 万円を買うのだったら、20 年も 30 年も地代払っていたほうがよくなってしまう。

こんなふうを考える人もいると思うのです。

だから、やはりその目的を一緒に周知してもらわなかったら、ただその面積と金額を出されても、なかなかこれ承諾できないというところもあります。

その辺について、どのように考えているのか、ちょっとご説明。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 この議案提出の際に、ビジョンもあわせて提出すべきだったのではないかなというふうなご指摘でございます。

ビジョンにつきましては、現在、鋭意庁内会議等含めまして、要はその、市長が答弁したように道の駅も含めた、道の駅機能も含めた花木センターの活性化のためには、どういう形が、どういうものを整備していったらいいのかというのを現在検討を進めて、同時並行で進めているような状況でございます。

それで、今回の一般質問の中で、やはり市長が答弁されていましたが、花木センターの、一昨年ですか、条例改正を行いまして、花木センターの目的として、「花と緑による安らぎの場の提供」というふうな目的も追加をしてきたところでございます、そういった目的に向かって、施設内を様々なその、例えば、買い物とか飲食できるエリア、あるいは花を販売するエリ

ア、あるいは楽しめるエリア、それと道の駅も含めた、そういったエリアというふうなことで、整備をしていこうというふうな、大きな目標に向かって、現在計画を進めているということですので、同時並行で進めている内容ということで、その確定的な、現時点で確定的なものはございませんが、その目標に向かって、最善の、一番いい形を一緒につくり上げていくというふうなことで考えておりますので、ご理解のほういただければと思います。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 事務局長。

○石塚事務局長 今津久井委員から、この抗議文についての発言がございました。これにつきましては、この後、協議会に切り替えるわけでありますけれども、執行部の目的等々の説明が不十分だったということが、もしも、その中の意見であるのであれば、その常任委員会としての抗議文に対しての意見という中に織り込むこともできますので、そのような対応でもよろしければ、これで話を収めていただきたいと思います。以上です。

○加藤委員長 今、事務局長にありましたけれども、つけ加えて、もし、執行部のほうで、今津久井委員からの意見のプラスの部分で、こういうことで、さらに将来的に目的があるというところでは、具体的に、今ちょっと言っていたいただきましたけれども、ありますか。補足があれば、お願いしたい。はい、では、杉江部長。

○杉江経済部長 確かにビジョンあつての購入ではないかというお話、それは一理あると思います。

ただ、この敷地につきましては、もうずっと長年の課題ということで、借りているよりは、きちんと買って、市が自由にといいか、計画立てていくべきものだということで、長年そういう形で進めてまいりました。

それで、昨年、昨年度ですかね、きちんと測量した上で、購入すべきだということで、補正予算もきちんと計上して、可決していただいて、測量した上での購入となっております。

そういった中、これは、もちろん相手があるものですから、常に、以前から長年所有者の方には、ぜひ購入させてほしいということで、我々も交渉してきたわけです。

そういったタイミング、相手方の意向が伴いますので、今回の取得ということで、確かに、ビジョンのほうも並行して進めているところではありますけれども、状況としては、そういった状況だったということで、補足説明させていただきたいと思います。

○加藤委員長 ありがとうございます。

ということで、よろしいでしょうか。その部分に関しては、いろんな、将来的に向けて、非常に発展的なことであるということの取得になります。はい、津久井委員。

○津久井委員 今の、非常に流れもわかるのですけれども、測量もしてなかった。そういうことも非常にわかっているのですけれども、ただ、これを、議案を出されて、坪数とその金額、できれば、漫画的な絵でもいいけれども、こういう構想があるのだというのを、ちょっとつけ加えて出してもらえれば、「あ、これからこういう方向で進むのか」と、我々議員もわかるわけ

です。ただ、議案として金額とそれを出されても、ねえ、安い金額ではないので、これを承認するということは、我々も合意したということになってしまいますから、その中身もわからなくて、合意はできないので、これからは、やはりそういう点も注意していただきたい。よろしくをお願いします。

○加藤委員長 それでは執行部、津久井委員、その中身ですね、少しその説明の部分を、これからつけ加えていただくように、文書をお願いしますか。どういう、よろしいですか。それは大丈夫、はい。では意見ということで。

○津久井委員 はい。

○加藤委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、執行部の説明のほうはよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○加藤委員長 では、今の津久井委員の意見ということで、執行部の皆さん、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、37号についてでございますが、原案どおり可とすることにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第37号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会におきまして、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了いたしました。

これをもちまして、環境経済常任委員会を閉会いたします。

(閉会 午前11時36分)